集団暴行を促進し紛争を激化させる上で重要な役割を果たし得る、ヘイトスピーチを放送し特定の民族集団に対する性的暴力を煽動するメッセージを放送するメディアの使用を強く非難し、このような行動に対処するための適切な措置をとることを南スーダン共和国政府に対し要請し、全ての当事者に対し、これらの行為を停止し、代わりにコミュニティ間の平和と和解の促進に貢献することを更に要請し、

南スーダンの市民社会組織、信仰指導者、女性及び若者が果たす重要な役割を認識し、これらの者が元ＳＰＬＭ拘留者及びその他の政党と共に、南スーダンの危機に対する持続可能な解決案の探求に参加する重要性を強調し、個人が対話に参加するために渡航することを妨げ、表現の自由に対する制限を増すことを含む、そのような参加を制限するための政府による努力を懸念し、

女性、平和及び安全保障、児童及び武力紛争、武力紛争における文民の保護に関する決議、並びに、人道及び国連要員の保護に関する決議第千五百二号（二千三年）、集団殺害の防止及び集団殺害との闘いに関する決議第二千百五十号（二千十四年）、及び治安部門改革に関する決議第二千百五十一号（二千十四年）を再確認し、

決議第千二百九号（千九百九十八年）及び決議第二千百十七号（二千十三年）を想起し、小型武器の違法な移転、不安定化を招く蓄積及び誤用から生じる南スーダンの平和と安全に対する脅威に重大な懸念を表明し、そのような武器の違法な流布と闘うための努力を強化する重要性を強調し、

ＵＮＭＩＳＳの移動及び軍事活動に対する持続的な制限に深い懸念を表明し、政府及び反対勢力並びにその他の集団による国連及びＩＧＡＤの人員及び施設に対する攻撃、国連及び関連する人員の拘留及び誘拐を強く非難し、南スーダン政府に対し、これらの攻撃に対する捜査を迅速かつ徹底して完了し、責任を有する者に責任をとらせることを要請し、

南スーダンにおける事態が地域における国際の平和と安全に対する脅威を引き続き構成していることを決定し、

国際連合憲章第七章第四十一条の下で行動し、

1. 南スーダン共和国政府及びＳＰＬＭ反主流派により、二千十四年一月二十三日、二千十四年五月六日及び二千十四年五月九日に受諾され署名された敵対行為停止合意（「ＣｏＨ合意」）を支持する。

2. 両当事者が、今日まで約束を遵守し、危機の政治的解決に向けた意味のある和平プロセスに関与し、暴力に終結をもたらすことができていないことに深い懸念を表明し、特に、ＩＧＡＤ監視検証メカニズムにより記録されているように、ＣｏＨ合意の継続した明らかな侵害を非難する。

3. 当事者がＣｏＨ合意の全ての側面を尊重し、二千十四年五月九日の合意及びその他の関連する合意に基づき、二千十三年十二月十五日以降南スーダンに展開している外国の軍隊の漸進的な撤退を含む必要な方法を直ちに実施し、南スーダンにおける武力紛争の全ての当事者に対し、全ての国際人道法の違反及び人権違反と侵害を禁止する明確な指令を発出するよう要請し、全ての当事者が人道機関に対する即時のアクセスを確保する必要性を強調し、当事者が更なる遅滞なく包括的な合意を探求することを約束することを更に要求する。

4. 紛争に軍事的解決はないことを改めて表明する。

制裁指定基準

5. 南スーダンにおける包摂的かつ持続可能な平和の追求を支援するために、対象を特定した制裁を課す意思を強調する。

6. 南スーダンにおける平和、安全若しくは安定を脅かす行為又は政策に責任を有し若しくは共謀し、又は直接的若しくは間接的に関与するものとして、この決議の16の規定に従って、設立された委員会（「委員会」）により16(c)及び16(d)の規定にそれぞれ従った措置のため指定される個人に9の規定が適用され、個人及び団体に12の規定が適用されることを決定する。

7. 6の規定によるそのような行為又は政策には次のものが含まれるが、これらに限定されないことを強調する。

(a) 南スーダンにおける紛争を拡大若しくは延長する目的若しくは効果を持つか又は、敵対行為停止合意の違反を含む和解若しくは和平対話若しくはプロセスを妨害する行為又は政策

(b) 南スーダンにおける暫定合意を脅かすか若しくは政治プロセスを損なう行為又は政策

(c) 南スーダンにおいて、適用可能な国際人権法若しくは国際人道法に違反する行為、又は、人権侵害を構成する行為を計画し、指示し、又は実行すること

(d) 暴力行為（殺人、傷害、拷問、強姦その他の性的暴力を含む）、誘拐、強制失踪、強制移送、若しくは、学校、病院、信仰の場所又は市民の避難所に対する攻撃を通じ、又は深刻な人権侵害又は国際人道法違反を通じ、女性及び児童を含む市民を対象とすること

(e) 南スーダンにおける武力紛争の文脈における武装集団又は武装勢力による児童の利用又は徴用

(f) ＩＧＡＤ監視検証メカニズムを含む、南スーダンにおける国際平和維持活動、外交活動、若しくは人道的使節団の活動、又は人道支援の提供、配布若しくは人道支援に対するアクセスの妨害

(g) 国連ミッション、国際治安行動、若しくはその他の平和維持活動又は人道要員に対する攻撃

(h) 直接的又は間接的に、委員会により指定された個人又は団体のため又はそれらを代表した行動

8. 9及び12の規定が、上記6及び7の規定に示された行為のいずれかに関与した若しくは関与する個人を有するいかなる南スーダン政府、反対勢力、民兵、又はその他の団体を含むあらゆる団体の指導者であって委員会により措置のため指定される個人に適用されることを決定する。

渡航禁止

9. 当初の期間としてこの決議の採択の日から一年間、全ての加盟国は、委員会により指定され得る個人が自国の領域に入国し又は領域を通過することを防止するために必要な措置をとることを決定する。ただし、この規定のいかなるものも、ある国に対して自国民が自国の領域内に入ることを拒否することを義務付けるものではない。

10. 指定された個人が複数の国籍を有し又は旅券を所持し得ることに留意し、指定された個人が国籍を有し又は旅券を所持する国の間の往来が9の規定により課された渡航禁止の目的を損ない得ることに懸念を表明し、この決議の18の規定により設置される専門家パネル（以下「専門家パネル」という。）に対し、そのような往来に関する情報を報告することを要請する。

11. 上記9の規定により課される措置は、次の場合には適用されないことを決定する。

(a) 委員会が、宗教上の義務を含む人道上の必要性を理由として、そのような往来が正当化されることを個別の案件に応じて決定する場合

(b) 入国又は通過が司法プロセス遂行のために必要な場合

(c) 委員会が、適用除外とすることが南スーダン共和国における平和及び国内の和解並びに地域の安定という目的を促進すると個別の案件に応じて決定する場合

資産凍結

12. 当初の期間としてこの決議の採択の日から一年間、全ての加盟国は、自国の領域内に存在する全ての資金、その他の金融資産及び経済資源であって、委員会により指定され得る個人若しくは団体により、又は、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する個人若しくは団体により、又は、それらにより所有され若しくは管理される団体により直接的又は間接的に所有され又は管理されるものを遅滞なく凍結することを決定し、また、この当初の期間、いかなる資金、金融資産又は経済資源も、自国の国民又はその領域内にいる個人若しくは団体により、委員会により指定される個人又は団体の利益のために利用可能となることのないよう確保することを決定する。

13. 12の規定により課される措置は、関係加盟国により次のとおり決定された資金、その他の金融資産又は経済資源には適用されないことを決定する。

(a) 食糧、賃料又は抵当、医薬品及び治療、租税、保険料及び公共料金のための支払いを含む基礎的な経費として必要であると決定されたもの又は国内法に基づき法的役務の提供に関連して生じる妥当な専門手数料及び費用の払戻し若しくは凍結された資金、その他の金融資産及び経済資源の日常の保有若しくは維持のための国内法に基づく手数料若しくはサービス料のためのみに充てられる支払いであると決定されたものであって、関係国から委員会に対し、適当と認められる場合に、そのような資金、その他の金融資産又は経済資源へのアクセスを認める意図が通知され、かつ、委員会がそのような通知がなされてから五作業日以内に否定的な決定を行わない場合